

団地協定

(目的)

第1条 この協定は妙法寺駅東地区・地区計画（H25.12.17）の目的に基づいて、商業土地株式会社・桜コミュニティー管理株式会社（以下、「管理会社」という。）・桜の杜1丁目、2丁目に土地を所有する者（以下、「住民」という。）が良好な居住環境を維持するために協定するものとする。

(効力の範囲)

第2条 当協定は住民及び住民から借地権・賃借権等を取得した者に対しても効力を有する。

(禁止事項)

第3条 入居者は次の各号に掲げる行為をしてはならない。

1. 近隣の迷惑となる騒音、悪臭、極端に煙を発する行為（家庭内ゴミの焼却等）。
2. 神戸市が定めるゴミの収集日、方法を守らないこと。
3. 住宅の全面道路に車を駐車すること。
4. 住戸内のゴミの放置の程度が甚だしく、複数の住民から苦情がきた場合、管理会社に於いて、ゴミを強制的に撤去することについて、意義を申し立てないこと。
（尚、撤去にかかる費用は当該住民が負担すること）
5. 反社会的勢力に売買、賃貸、転貸すること。
6. 幹線道路（幅員12m）沿いには交通標識、道路照明灯、供給施設の設備以外は設置してはならない。
7. 当初の電柱・支線の位置を変更することはできない。

(違反の調査)

第4条 管理会社は第3条に規定する行為について、調査することができるものとする。

(協定違反への措置)

第5条 管理会社は、協定違反者に対して、違反行為の差し止め、使用の禁止を請求出来るものとする。

(集会室の使用について)

第6条 集会室の管理は、管理会社で行う事とし、集会室を使用する者は、別に定める集会室使用細則を遵守するものとする。